函館市企業局指定公金事務取扱者に関する公営企業管理者検査実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３３条の２において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４３条の２第８項の規定により公営企業管理者（以下「管理者」という。）が実施する検査に関し，法に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 指定公金事務取扱者　法第２４３条の２第２項に規定する指定公金事務取扱者をいう。

(2) 公金事務　法第２４３条の２第１項に規定する公金事務をいう。

(3) 電磁的記録　電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

（書類検査等）

第３条　管理者は，指定公金事務取扱者に対して，書面または電磁的記録により提出を求めるものとする。ただし，委託手数料の支払および手数料の入金を地方公営企業法施行令（昭和２７年政令４０３号）第２１条の８に定める繰替払の方法で委託する公金事務，コンビニエンスストア等に委託する公金事務およびその他管理者が特に認める場合については，管理者が別に定める方法により検査するものとする。

（実地検査）

第４条　管理者は，前条に規定する物件が提出されないときその他管理者が特に認めるときは，その必要な限度で，指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り，指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を提出させ，または関係者に質問することができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は，函館市企業局職員就業規程（平成２３年企業局規程第１７号）第７条第１項に規定する身分証明書を携帯し，かつ，関係者の請求があるときは，これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（検査の時期）

第５条　管理者は，指定公金事務取扱者に公金事務を委託する間に，前２条の規定により検査を行わなければならない。

２　次の各号のいずれかに該当するときは，前項の規定にかかわらず，当該指定公金事務取扱者に初めて公金事務を委託した日または当該公金事務（第２号に規定する同一の公金事務を含む。）の検査をした日から３年を経過する日までに少なくとも１回以上検査すれば足りる。

(1) 公金事務の委託が終了する日から１年を経過する日までに当該指定公金事務取扱者に同一の公金事務を委託することが見込まれるとき。

(2) 公金事務を委託した日前１年以内に当該指定公金事務取扱者に同一の公金事務を委託していたとき。

３　公金事務に重大な支障が生じるおそれがあると認めるときその他管理者が特に認めるときは，前２項にかかわらず，臨時に検査することができる。

（指定公金事務取扱者に対する検査の事前通知）

第６条　管理者は，前３条の規定により検査をしようとするときは，当該指定公金事務取扱者に対し，検査の内容を通知しなければならない。

２　第４条の規定により実地検査をしようとするときは，検査日時，検査場所および検査する物件の内容を前項に規定する通知に記載しなければならない。

（指定公金事務取扱者に対する検査結果の通知）

第７条　管理者は，第３条から第５条までの規定により検査をしたときは，当該指定公金事務取扱者に対し，通知しなければならない。

（必要な措置の報告）

第８条　管理者は，法第２４３条の２第９項の規定により指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めようとするときは，前条に規定する通知に当該講ずべき措置の内容を記載しなければならない。

２　管理者は，前項の規定により必要な措置を講ずべきことを求めたときは，指定公金事務取扱者に対し，その結果を報告させることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，検査に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附　則

この要綱は，令和８年４月１日から施行する。